

契約の際は約款の確認を!

相談事例

通販サイトでポイントが突然使えなくなった。苦情を伝えたら、「ポイントの有効期限については約款に記載している」と言われたが納得できない。

約款とは、事業者が不特定多数の消費者と契約を行う際にあらかじめ準備した契約条件のことで、利用規約ともいいます。

約款をよく読まずに契約してしまい、後でトラブルに発展する事案が多く発生しています。

事業者が不特定多数の消費者を相手方とし、その取引内容が誰に対してと同様に示されることがお互いにとって合理的である取引について、あらかじめ詳細な契約条件を定めたものを「定型約款」といいます。例として、インターネット通販サイトの利用規約や、電気・ガスの供給などが挙げられます。

定型約款を契約内容とすることに合意があった場合や事業者が定型約款を契約内容とする旨を表示しているなどの要件を満たしていれば、たとえ消費者がその内容を認識していなくても契約に合意したものとみなされます。ただし、消費者の利益を一方向的に害するような不当な条項は認められません。

契約の際は、約款や利用規約などがあれば、あらかじめよく確認しておくことが重要です。

消費生活センター(☎221-7146 FAX221-2796)

5月1～7日は憲法週間

考えよう 人権の大切さ

憲法は、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3つの柱として、誰もが自由で平等に暮らせる権利を保障しています。



図人権推進課(☎228-7420 FAX228-8070)

犯罪被害に遭われた方を講師に迎え 講演会をしませんか

犯罪被害者への理解を深めるため、犯罪被害者やその遺族などに講演会や研修会などで、自らの体験や心情を語っていただく、講師派遣を行っています。市内在住・在勤・在学の方で構成されたおおむね30人以上の団体などが対象。無料(会場は応募団体で用意してください)。申込方法などは、市民協働課(☎228-7405 FAX228-0371)へ。先着3団体。



「平和への誓い」を募集

7月13日(火)に大阪市中央公会堂(大阪市北区中之島1丁目)で開催する大阪戦没者追悼式に向けて「堺大空襲」をテーマに平和への誓いを募集します。市内在住・在学の小学3年生～高校生が対象。最優秀作品は式典会場で朗読します。また、入賞者には賞状と図書カードを贈呈します。詳しくは市ホームページ参照。☎直接か郵送、FAXで200字詰め原稿用紙1枚程度を5月31日(必着)までに長寿支援課(〒590-0078 堺区南瓦町3-1 ☎228-8347 FAX228-8918)へ。

今月の相談 無料

祝休日は休み(無休以外) ☎電話相談可

堺市 相談窓口

☞ 区役所の相談・法律相談などは区2ページ

消費生活相談 ☎	月～金 9:00～17:00 消費生活センター ☎221-7146 FAX221-2796
DV電話相談 ☎ 無休	月～金(祝休日除く)9:00～17:30 配偶者暴力相談支援センター専用ダイヤル ☎228-3943 上記以外の時間 夜間・休日DV電話相談専用ダイヤル ☎280-2526
こころの電話相談 ☎	月～金 9:00～12:00 12:45～17:00 こころの健康センター ☎243-5500 FAX241-0005
40歳以上の方のひきこもり相談 ☎	月～金 10:00～12:00 こころの健康センター ☎241-0880 FAX241-0005
49歳以下のひきこもり・不登校・ニート・非行・就労サポート相談 ☎	月～金 9:00～17:30 ユースサポートセンター ☎248-2518 FAX248-0723
発達障害相談	月～金・第2土(初回者) 9:00～17:30 発達障害者支援センター ☎275-8506 FAX275-8507
自死遺族の方の相談 (要予約)	月～金 9:00～17:30 こころの健康センター ☎245-9192 FAX241-0005
犯罪被害者等支援総合相談 ☎	月～金 9:00～17:30 市民協働課 ☎228-7405 FAX228-0371
人権相談(LGBTなど多様な性の相談を含む) ☎ (面接は要予約)	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 人権相談ダイヤル ☎228-7364 FAX228-8070
男女共同参画センター相談 ☎	火～日(4・5日を除く) 9:00～17:15 男女共同参画センター相談専用ダイヤル ☎224-8888
カウンセラーによる女性悩み相談 (要予約)	11・18・25日 10:00～13:00 14:00～16:00(18日は18:00～20:00) / 第1・2・3金 17:00～20:00 男女共同参画交流の広場 ☎236-8266 FAX236-8277
カウンセラーによる男性悩み相談 (要予約)	第1・3木 18:00～21:00 / 第4土 14:00～17:00 男女共同参画交流の広場 ☎236-8266 FAX236-8277
人権ふれあいセンターの相談 ☎	総合生活相談 火～日・4・5日(祝日)も実施 9:00～17:30 人権相談 ☎245-2530 無料弁護士相談 2週間前から要予約 11・22日・6月8日 13:00～15:00 相談窓口 ☎245-2535
堺市社会福祉協議会の相談 ☎	ボランティア 高齢者・障害者の生活 月～金 9:00～17:30 堺市社会福祉協議会区事務所(☎FAX区1ページ)
	日常生活自立支援 月～金 9:00～17:30 自立支援係 ☎232-7771
NPO相談	月～金 9:00～17:30 福祉資金係 ☎222-7666
	月～金 9:00～17:30 / 土 10:00～17:00 市民活動コーナー ☎228-8348 FAX228-8352
住宅専門家相談 (6～21日に要予約)	宅地建物取引士(活用)マンション管理士(管理) 26日 13:30～16:15 ☎228-8215 司法書士(相続) 弁護士(法律) 27日 13:30～16:15 FAX228-8034

教育・いじめの相談 子ども電話教育相談「こころホーン」 ☎ 無休	24時間 専用電話 ☎270-5561
子育て相談 ☎ 区役所の相談	月～金 10:00～15:00 認定こども園・保育所(園)
12歳以下の子育て・発達相談	月～金 10:00～17:00 さかいこっぴろば ☎275-7601 FAX275-7609
助産師による不妊症・不育症相談 (19日までに要予約)	23日 13:00～16:00 (團)市役所保健センター(☎FAX区1ページ)
ひとり親家庭の父母や寡婦のための相談	弁護士法律相談 (前日までに要予約) 7・12・20日 14:00～16:30 母子家庭等就業・自立支援センター ☎224-7766 FAX224-7773 FP家計相談 (前日までに要予約) 2・6・13・16・31日 (相談時間は日によって異なる)
里親相談 ☎	月～金 9:00～17:30 子ども相談所 ☎245-9197 FAX241-0088
外国人のための生活相談(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語)	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (言語により異なる) 国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
行政書士による帰化・入管相談 (18日12:00まで(通訳は4月30日まで)に要予約)	19日 14:00～17:00 国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
中国帰国者の相談室	いずれも13:30～16:00 第2火 新金岡市民センター1階 第2木 南区役所企画総務課 第1・3金 泉ヶ丘市民センター1階 生活支援管理課 ☎228-7412 FAX228-7853
労働相談	解雇・賃金未払いトラブル ☎ 区役所の相談 月～金 10:30～17:00 雇用推進課 ☎228-7404 FAX228-8816 サンスクエア堺 (雇用推進課へ要予約)
社会保険労務士による相談	8日 13:00～18:00 サンスクエア堺 (要予約) 予約専用電話 堺労務事務所 ☎223-8033
サンスクエア堺での健康相談	中止 堺市医師会事務局 ☎221-2330 FAX223-9609
就労相談(求人情報の提供・就職活動のサポート・職業適性診断) 区役所の相談 オンライン相談可	月～金 9:00～17:15 ジョブシップさかい ☎0120-010908 FAX244-3771 火 13:00～16:00 サンスクエア堺 ☎222-3561 FAX222-8522(職業適性診断除く)
15～39歳の方と女性の就労相談 ①個別相談(予約優先) ②オンライン就職相談 (要予約) ③堺ハローワークコーナー(職業紹介)	火～土 10:00～19:00 さかいJOBステーション①②③ 月～金 9:00～17:00 ☎0120-245108 FAX238-4605
生活・仕事相談 ☎ 区役所の相談	月～金 9:00～17:30 すてっぷ・堺 ☎225-5659 FAX222-0202

●新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントは中止・延期となる場合があります。詳しくは市HPへ

